

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年7月22日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県税事務所	平成23年4月19日
県民活動・男女共同参画課（県民室・消費生活センター）	平成23年5月18日
青年センター	”
人権・同和政策課	”
職員課（健康管理室）	平成23年5月20日
広聴広報課	”
国際課（パスポートセンター）	”
危機管理課	平成23年5月24日
消防学校	”
人事・行革課	”
秘書課	”
税務課	平成23年5月26日
総務学事課	”
総務事務集中課	”
文書館	平成23年6月27日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

狩猟税申告書に納税済印のないものが3件あった。（県税事務所）

イ 旅費の支給について

(ア) 県内旅費の有料道路使用料について、支給漏れになっているものがあった。（総務事務集中課）

(イ) 自家用車公務使用申請書が提出されているにもかかわらず、県内旅費の支給漏れが6件

- あったので、所属でのチェック体制を確立する必要がある。（文書館）
- (ウ) 新旅費システムに入力した県内旅費について、差戻しになったままのものや、出張日から6箇月以上支払が遅れているものがあった。（県税事務所）
- (エ) 職員が県内出張しているにもかかわらず、旅費が支給されていないものがあったので、旅費を追給する必要がある。（職員課）
- (オ) 自家用自動車を公務使用した県内旅行について、旅費が支払われていないものがあったので、追給する必要がある。（秘書課）
- ウ 手当の支給について
- (ア) 扶養手当について、被扶養者の所得の認定に誤りがあったので、返納させる必要がある。また、認定誤りの防止策についても検討する必要がある。（総務事務集中課）
- (イ) 高速道路利用者の通勤手当について、年次有給休暇取得日に高速道路料金が支給されていた。（人事・行革課）
- エ 委託契約について
- 清掃業務について、総務部長通知に基づき設計金額を算出する必要があるにもかかわらず、算出していなかった。（文書館）
- オ 支出事務について
- (ア) 清掃業務について、仕様書で定めている清掃員の配置人数が確保されていないまま、委託料を支出しているものがあった。（文書館）
- (イ) 職員住宅の修繕については、事前の査定を的確に行うとともに、具体的な修繕箇所を示し承認を受ける必要がある。（職員課）
- (ウ) 物品の購入について、物品購入伺が全く作成されていなかった。（国際課）
- カ 物品の管理について
- (ア) 消耗品出納簿の記載について、物品取扱員、物品出納命令者及び請求者受領の印がなかった。（県税事務所）
- (イ) 指定管理者である財団法人香川県国際交流協会に貸し付けている物品について、現品確認ができていないなど、管理が不十分であった。（国際課）
- (ウ) 被服の貸与状況を明らかにした帳簿等を作成していなかった。（消防学校）
- (3) 検討指示事項
- ア 繰越金について
- 集中管理特別会計の文書管理費の繰越金について、文書作成費振替単価の見直しにより、さらに繰越額の減少を図るよう検討する必要がある。（総務事務集中課）
- イ 修繕について
- 職員住宅の修繕について、県と使用者の費用負担区分に係る基準が設けられているが、現状とのかい離が見られるので、他県の状況等を参考にして、見直しを行う必要がある。（職員課）